

薬第186号
令和2年4月22日

各薬局開設者 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る後方施設（宿泊療養施設）の開設に伴う
薬局の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、令和2年4月16日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、岐阜県を含む全国を対象区域とした緊急事態宣言が発出されました。

岐阜県においても新型コロナウイルスの感染者が急増しており、重症者等に対する入院治療の提供に支障をきたすことがあることから、入院治療が必要ない軽症者等は県で確保した宿泊施設（後方施設（宿泊療養施設））で療養していただくことになりました。

今般、下記の施設において、軽症者等の入所が始まりましたのでご承知願うとともに、入所する軽症者等（以下「入所者」という。）に係る処方箋については別紙に留意のうえ対応願います。

また、薬務水道課ホームページに新型コロナウイルス関係情報（医薬品関係）のページを設け、関係通知等を掲載しますので、隨時ご確認願います。（http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/yakuji/11224/gifu_yakuji_covid19_info.html）

記

1 開設される後方施設（宿泊療養施設）

名称：HOTEL KOYO（ホテルコヨー）
住所：〒501-6304 羽島市舟橋町出須賀1-45

2 開設日

令和2年4月21日（火）

岐阜県健康福祉部薬務水道課 薬事麻薬係			
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1			
担当	松尾	担当	奈良尾
電話 058-272-8285（直通）			
FAX 058-271-5731			

別紙

入所者に係る処方箋への対応に関する留意事項

入所者に係る処方箋への対応については、基本的には「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡）によりますが、次の事項に御留意ください。

○留意事項

- (1) 入所されるのは、医師が入院治療の必要がないと判断した軽症者等（無症状の方及び軽症者の方）であって、①高齢者、②基礎疾患のある方、③免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、④妊娠婦を除いた方です。
- (2) 入所者には、使用している薬のほか、お薬手帳又は薬の説明書を持参するよう伝えております。
- (3) 入所者に対して携帯電話等により診療を行った医師から、FAXで当該入所者が指定する薬局あて処方箋が送信されることがあります。その場合には、処方箋の備考欄に、処方箋を発行した医師が「CoV宿泊」と記載することとされております。
- (4) 入所者との連絡は、当該入所者の携帯電話へ行ってください。携帯電話番号が不明の場合は、処方箋を発行した医師に確認してください。なお、後方施設において電話の取次ぎは行っておりませんので、ご了承ください。
- (5) 調剤した薬剤の配送等は、以下のいずれかの方法により行ってください。
 - ① 調剤した薬剤の配送を運送業者に委託する。
 - ・「（後方施設）の（入所者）様宛で発送する」旨、入所者に伝え、了解をもらってください。
 - ・発送伝票には、後方施設の所在地及び名称、入所者の氏名並びに医薬品在中の旨を記載するとともに、必要に応じて、品質保持に係る特記事項を記載してください。
 - ・後方施設において料金引換え荷物の取次ぎは行っておりませんので、ご了承ください。
 - ② 調剤した薬剤を薬局従事者が届ける。
 - ・薬剤等を一つにまとめて袋等に入れ、テープ等で封をして薬剤等が紛失しないようにしてください。
 - ・外部からわかるように、入所者の氏名、薬局の名称及び連絡先、医薬品在中の旨を記載するとともに、必要に応じて、品質保持に係る特記事項を記載してください。
 - ・薬剤等を後方施設の正面玄関へ持参し、職員の指示に従ってください。
 - ・後方施設の正面玄関付近については、入所者が立ち入らない清潔エリアとなっておりますので、通常の感染防護対策（マスクの着用、手指の消毒）をして、薬剤等を届けてください。
- (6) 配送等した薬剤が後方施設に到着後、当該入所者に配布されるまでに時間を要することがありますので、ご了承ください。
- (7) 現在、国において、調剤した薬剤の配送等に要した費用を支援することが検討されておりますので、ご承知おきください。